

第三者行為災害事案に係る保険給付を請求される方へ

示談（和解）等について特に注意すべき事項

内容確認後、各項目にチェックしましょう

① 念書（兼同意書）の内容を確認・理解する

第三者行為災害届と一緒に提出する「念書（兼同意書）」（裏面参照）には示談（和解）等について特に注意すべき重要な事柄が記載されています。
必ず労災請求されるご本人が内容を確認・理解のうえ署名してください。

② 示談を行う際は、必ず事前に監督署に連絡する

示談を行う前に示談内容が、労災保険（先行）にて保険給付を受けた全治療期間・全休業期間を含む全損害額（期間）であるか、示談の相手方に確認を行ったうえ監督署に連絡してください。

全部示談（※1）を行うと労災保険給付が受けられなくなったり、既に給付されたものについて保険給付等の回収が生じる場合があります。

※1 全部示談とは請求人の全ての損害賠償について示談を行うことです。
真正（錯誤や強迫などではなく両当事者の真意）な示談が成立し、請求人が示談額以外の損害賠償の請求権を放棄した場合、原則として示談成立以後の労災保険給付が行われないこととなっています。

③ 損害賠償金を受領した際は、必ず監督署あて報告する

労災保険給付の支給調整等のため、事後においても示談内容の確認を要します。

示談（和解）等により損害賠償金を受領した場合は「示談書」、「和解書」、「免責証書（事故の解決内容を記した書類）」等の写しを速やかに管轄の監督署へ提出してください。

示 談 ⇒ 示談書（写）、免責証書（写） どちらか提出

和 解 ⇒ 和解書（写）、免責証書（写） どちらか提出

☆ ご不明な点がございましたら、労災保険給付の請求先である管轄の監督署へお尋ねください。

念書（兼同意書）の項目1、2には、示談に関する重要な事項が記載されています。
必ず目を通していただき、内容を確認・理解のうえ黒字で署名してください。

様式第1号

念書（兼同意書）

災害発生日月日	年 月 日	災害発生場所	
第一当事者（被災者）氏名		第二当事者（相手側）氏名	

- 1 上記災害に関して、労災保険給付を請求するに当たり以下の事項を遵守することを誓約します。
 - (1) 相手方と示談や和解(裁判上・外の両方を含む。以下同じ。)を行おうとする場合は必ず前もって貴職に連絡します。
 - (2) 相手方に白紙委任状を渡しません。
 - (3) 相手方から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく貴職に連絡します。
- 2 上記災害に関して、私が相手方で行った示談や和解の内容によっては、労災保険給付を受けられない場合や、受領した労災保険給付の返納を求められる場合があることについては承知しました。
- 3 上記災害に関して、私が労災保険給付を受けた場合には、私の有する損害賠償請求権及び保険会社等(相手方もしくは私が損害賠償請求できる者が加入する自動車保険・自賠責保険会社(共済)等をいう。以下同じ。)に対する被害者請求権を、政府が労災保険給付の価額の限度で取得し、損害賠償金を受領することについては承知しました。
- 4 上記災害に関して、相手方、又は相手方が加入している保険会社等から、労災保険に先立ち、労災保険と同一の事由に基づく損害賠償金の支払を受けている場合、労災保険が給付すべき額から、私が受領した損害賠償金の額を差し引いて、更に労災保険より給付すべき額がある場合のみ、労災保険が給付されることについて、承知しました。
- 5 上記災害に関して、私が労災保険の請求と相手方が加入している自賠責保険又は自賠責共済(以下「自賠責保険等」という。)に対する被害者請求の両方を行い、かつ、労災保険に先行して労災保険と同一の事由の損害項目について、自賠責保険等からの支払を希望する旨の意思表示を行った場合の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - (1) 労災保険と同一の事由の損害項目について、自賠責保険等からの支払が完了するまでの間は、労災保険の支給が行われないこと。
 - (2) 自賠責保険等からの支払に時間を要する等の事情が生じたことから、自賠責保険等からの支払に先行して労災保険の給付を希望する場合には、必ず貴職及び自賠責保険等の担当者に対してその旨の連絡を行うこと。
- 6 上記災害に関して、私の個人情報及びこの念書(兼同意書)の取扱いにつき、以下の事項に同意します。
 - (1) 貴職が、私の労災保険の請求、決定及び給付(その見込みを含む。)の状況等について、私が保険金請求権を有する人身傷害補償保険取扱会社に対して提供すること。
 - (2) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関して必要な事項(保険会社等から受けた金品の有無及びその金額・内訳(その見込みを含む。)等)について、保険会社等から提供を受けること。
 - (3) 貴職が、私の労災保険の給付及び上記3の業務に関して必要な事項(保険給付額の算出基礎となる資料等)について、保険会社等に対して提供すること。
 - (4) この念書(兼同意書)をもって(2)に掲げる事項に対応する保険会社等への同意を含むこと。
 - (5) この念書(兼同意書)を保険会社等へ提示すること。

令和 年 月 日

労働基準監督署長 殿

請求権者の住所 _____

氏名 _____

(※請求権者の氏名は請求権者が自署してください。)